

## 条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月29日
条例の題名	みえ県民交流センター条例	公 布 日	平成13年3月27日
条例番号	平成13年三重県条例第4号	直近改正日	平成20年3月26日
所管部局課	環境生活部男女共同参画・NPO課	電 話 番 号	059-222-5981
条例の概要	地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、みえ県民交流センターの設置及びその管理に関する事項を定めるものである。		条例の 類型 財産管理型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	地方自治法第244条の2第1項の規定により、公の施設の設置及び管理に関する事項は、条例で定めることが必要である。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	みえ県民交流センターは、県民の自発的な社会貢献活動の促進、国際化の推進を行う県域の拠点施設として、NPOやさまざまな主体の活動や協働の場の提供、情報の受発信を行っており、今後も公の施設として管理していくことが適当である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	指定管理者制度を導入し、事務・事業については指定管理者と管理協定を締結し、実施している。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	地方自治法第244条の2の規定により、公の施設の設置及び管理に関する事項は、条例で定めることが必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第244条の2
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	214 NPOの参画による「協創」の社会づくり(21401 県民の社会参画活動への支援)に位置づけられている。
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	いいえ	営利目的の施設利用において、利用料金が定められていない時間(12~13、17~18時)がある。
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	条例は公の施設の管理、指定管理者指定手続を定めており、廃止すると管理業務に支障が生じる。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	

公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい	
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	
点検・見直し結果	理由	特記事項	見直しに関する規定の有無
	<b>改正を検討する</b> <b>営利目的の施設利用において、利用料金が定められていない時間があるため、見直しを図る必要がある。</b>		<b>無</b>
			有効期限に関する規定の有無
			<b>無</b>